

## 質問・回答書

番号	質問内容	本市回答
1	禁忌品が原因で火事になって全焼した場合の責任は？西宮市が責任を何パーセント取って頂けますか？	業務委託請負契約書(案)第5条1項のとおり、責任範囲によるものとします。
2	火事で作業が出来なくなった場合、契約は、どうなりますか？	作業ができないことを搬入物の受入れができないと理解していますがその場合は、代替処理費用が発生した際に、業務委託請負契約書(案)第5条2項のとおりとします。
3	総搬入量が計画量に満たない場合、何パーセントから話し合いになりますか？	要求水準書のとおり、搬入量は見込量であり、実際の収集・搬入・処理量を保証するものではありませんが、業務委託請負契約書(案)第9条に基づき、必要と認める場合は、協議を行います。
4	3の質問で補償がなされない場合、この契約が途中で契約不履行に出来ますか？	業務委託請負契約書(案)第23条に該当するときは、契約を解除できます。
5	契約の途中で辞めた場合のペナルティーは、期間によって異なるのですか？	正当な理由なく、業務を履行しない場合は、業務委託請負契約書(案)第16条の規定によりこの契約を解除します。契約を解除した場合の違約金は、第19条のとおり、残りの業務委託料に対して発生します。